

●香川県告示第140号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 施行者の名称

宇多津町

2 都市計画事業の種類及び名称

昭和53年香川県告示第1113号 中讃広域都市計画下水道事業 宇多津町流域関連公共下水道

3 事業施行期間

昭和53年12月23日から平成30年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成19年香川県告示第498号の事業地に綾歌郡宇多津町字茶臼山、字岩屋、字中村、字長縄手、字津之郷、字本村東、字本村西、字池の内、字板橋東、字三本松、字板橋西、字元結木地内の各一部の区域を加える。